

○ 鈴鹿工業高等専門学校防災規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 57 号
最終改正令和 3 年 8 月 4 日

鈴鹿工業高等専門学校防災規則

(目的)

第 1 条 この規則は、災害対策基本法（昭和 36 法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める地震等により生ずる被害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生が予想される場合において、その災害を未然に防止し、又は災害を最小限にとどめるため、並びに消防法第 8 条の規定に基づき、本校における防災防火の組織、訓練等について必要な事項を定めるものとする。

(関係組織との連絡調整)

第 2 条 災害対策の実施に当たっては、関係機関との密接な連携のもとにこれを行う。

(教職員及び学生等の協力)

第 3 条 教職員及び学生等は、災害が発生し、又は発生が予想される場合において、相互に協力して災害の防止、復旧等の諸活動に対処しなければならない。

(防災知識の普及及び訓練)

第 4 条 校長は、教職員及び学生等の生命、身体の安全を確保するため、防災上必要な知識の普及を図るとともに、避難等の訓練を定期的実施するものとする。

(施設等の安全管理)

第 5 条 校長は、施設、設備、化学薬品及びその他の危険物等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び補修改善を要する箇所等については、速やかに改善措置を講じなければならない。

(防災対策本部の設置及び自衛消防隊の組織)

第 6 条 校長は、重大な災害が発生し、又は発生が予想される場合は、別表第 1 のとおり防災対策本部（以下「本部」という。）を設置し、自衛防災隊を別表第 2 のとおり組織するものとする。

2 学寮における自衛消防隊の組織等については、別に定める。

(本部構成員の参集等)

第 7 条 本部構成員は、勤務時間内における災害発生時には、本部長の指示により各担当の任務に当たるものとする。

2 本部構成員は、勤務時間外における災害発生時には、別に定める参集区分により参集し各担当の任務に当たるものとする。

(避難等)

第8条 本部長は、災害発生時において、教職員及び学生等の生命、身体に危険が予想される場合は、それらの者を避難させるものとする。

2 本部長は、被災した教職員及び学生等の避難場所をあらかじめ指定するものとする。

3 本部長は、地方公共団体等から住民の緊急避難場所として相談があった場合、又は近隣の住民が緊急に避難してきた場合は、副本部長と協議の上、適切な施設を緊急避難場所として提供することができる。

(救護等)

第9条 本部長は、教職員及び学生等の安否の確認を速やかに行う。また、災害による行方不明者及び負傷者の発見に努めるとともに、負傷者の救護に必要な処置を講ずるものとする。

(災害復旧)

第10条 校長は、電気、ガス、水道等のライフラインの確保及び早期復旧に努め、速やかに教育及び研究活動を再開するための次に掲げる事項を行う。

- (1) 学生に対する教育環境の整備
- (2) 職員に対する勤務環境の整備
- (3) 施設、設備及び土地の確保
- (4) 備品等の調達及び修繕
- (5) その他災害復旧に必要な事項

(火災への対処)

第11条 火災発生及び防火についてもこの規則を準用する。

2 校長は、重大な火災が発生した場合は、防災対策本部を設置するものとする。

(防火管理者)

第12条 本校に防火管理者を置き、総務課長をもって充てるものとする。ただし、特別な事由がある場合はこの限りではない。

2 防火管理者は、火災予防の徹底を期するため各建物ごとに火気取締責任者を置き、各室等ごとに補助者を置くものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、防災、防火に関し必要な事項は別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 8 月 4 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第6条関係）

防災対策本部（本部構成員）

組 織	担 当 職
本 部 長	校長
副 本 部 長	副校長、主事、専攻科長、事務部長
本 部 員	学科長、科長、専攻科長補佐、課長、教育研究支援センター技術長
本 部 付	課長補佐、専門員、係長

別表第2（第6条関係）

自衛防災隊

組		織	業 務 内 容
隊 長 (事務部長)	副隊長 (総務課長)	連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時等の校内伝達 ・火災の消防署への通報 ・各関係機関の連絡調整 ・関係機関への応援要請
		誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・門の開閉等 ・避難者誘導(ルート安全確認) ・避難住民の対応 ・公設消防隊の誘導 ・二次災害防止
		消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器・消火栓等による初期消火
		搬出・支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持出袋の屋外搬出 ・重要書類の火災防止 ・他の班への支援
	副隊長 (教育研究支援センター技術長)	警戒班	<ul style="list-style-type: none"> ・門扉開放・防火扉の閉鎖 ・建物の安全確認 ・立入禁止区域の設定 ・火災等の現場確認 ・盗難紛失の警戒
		副隊長 (学生課長)	学生誘導班
	救護班		<ul style="list-style-type: none"> ・建物内部の人命検索(被害者状況把握) ・人命救助(被害者対応) ・必要な応急手当